

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和 7 年 1 1 月 4 日

九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 栗原 太郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務の実施にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備が必要であること、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要であることから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度流水型ダム水理検討業務（電子入札及び電子契約対象案件）

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

計画準備・・・・・・・・・・・・・・・・	1 式
水理模型実験計画の企画立案・・・・・・・・	1 式
水理模型の設計・製作・・・・・・・・	1 式
水理模型実験の実施及び記録・・・・・・・・	1 式
実験結果の評価及び分析・・・・・・・・	1 式
報告書作成・・・・・・・・	1 式

(3) 履行期間

履行期間は以下を予定している。

契約の翌日から令和 8 年 9 月 2 0 日

3. 業務目的

本業務は、川辺川の流水型ダムにおいて、水理模型実験を行うことにより水理構造及び水理特性を把握し、課題抽出と対応策の検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b) において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b) において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条15条に規定する社外取締役
 - ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- (ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (iv) 組合の理事
 - (v) その他業務を執行する者であつて、(i) から (iv) までに掲げる者に準ずる者
 - b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他選定・特定手続きの適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 技術力に関する要件

- ①ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- ②流水型ダムの水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ③ダムの洪水吐き、流入部、導流部、減勢部及び下流河道を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力を有していること。
- ④ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性や周辺の環境・景観に配慮しつつ、コスト縮減に関する提案ができる能力を有していること。

(3) 設備・システムに関する要件

- ① 川辺川における流水型ダム本体の全体模型実験が実施可能な規模及び給水設備を備えた屋内水理実験場を有すること。
- ② 風雨の影響を受けない屋内に、模型縮尺 1/62.5 で、幅 20m×奥行 8m×高さ 3m 程度の流水型ダム本体の全体模型及び模型縮尺約 1/25 で、幅 3m×奥行 8m×高さ 3m程度の流水型ダム放流設備の抽出模型を設置するスペースが確保できること。
- ③ ダム全体模型からの放流量である約 170 リットル／秒及びダム抽出模型からの放流量である約 290 リットル／秒に関して、流量が安定した状態で連続して運転可能な所要のポンプ設備を備えていること。
- ④ 給水施設及び流量制御設備は、誤差 1 %以内で流量の制御が可能で、年 1 回以上検定されたものであること。
- ⑤ 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1mm 単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及びダム下流の高速流の測定が可能な流速計及び 1mm 単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型に設置可能であること。

(4) 業務執行体制に関する要件

ダム水工に関する高度な専門知識を有するとともに、洪水調節ダムを対象とし

た水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有すること。

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 経理課 契約係（内線224）

電話0966-23-3174 FAX0966-22-1291

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間：令和7年11月4日から令和7年11月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- 2) 交付場所：上記（1）に同じ
- 3) 交付方法：交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送（ファクシミリ）等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

- 1) 提出期間：令和7年11月13日 17時00分
- 2) 提出場所：5.（1）に同じ
- 3) 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 担当部局。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の期限は、令和7年11月21日17時までを予定している。
- (4) 令和7・8年度九州地方整備局における土木建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。